

公示送達

土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 103 条第 1 項の規定による和光都市計画事業越後山土地区画整理事業の下記の者に対する令和 7 年 5 月 2 日付の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項の規定により、書類の送付に変えて通知の内容を下記の通り公告します。

令和 7 年 7 月 8 日

和光都市計画事業

越後山土地区画整理事業

施行者 和光市越後山土地区画整理組合

代表者 理事長 神杉一彦

記

1 通知の内容

土地区画整理法第 103 条第 1 項の規定により、和光都市計画事業越後山土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙換地明細書のとおり、換地処分します。

教示

1. この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第 19 条に規定されています。)
2. この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に和光市越後山土地区画整理組合を被告として(理事長が被告の代表者となります。)処分の取り消しの訴えを提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると取り消しの訴えを提起することができなくなります。
3. 上記 1 の審査請求をした場合においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に和光市越後山土地区画整理組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙の掲載は省略し、それらを和光市南一丁目 16 番 67 号、和光市越後山土地区画整理組合事務所の掲示場所に掲示しています。

以上